



岸和田發達史

第一輯

梗概

岸和田の發達沿革史をたずねるに方つて之を傳説的にもとむるならば、そは遠く神代の最古に發してゐるとも云ひ得る。

舊沼野村の一部野村の地現今の市内下野町の附近に俗に九雙牛神と稱する古塚がある、世傳へて、其の昔豐玉姬命當地海濱の一地點をトして宮を建て彦瀲尊を生み玉ふ、而して其の胞衣を纏め一切の汚穢物を掃除して之を九雙の舟に積み程遠からぬ場所に至つて埋めた之れ即ち今日九雙牛神と呼ぶ古塚である云ふ。

然れども當時茫漠たる葦原繁き荒野に續く、茅海畔の此の地點を如何なる名稱に呼んでゐたかは知る由もないが其後幾千歳經て何時の頃からか何時の間にか「岸」の地と呼ばれてゐた。

一説に云ふ、今を去る一千三百八十年程前人皇二十七代安閑天

皇の御代此地は皇后御料地の一部に加へられ「雌雄田」と稱された、之れが後世「キシ」と轉訛されるに至つた、「岸」なる地名の起源は此所に始まるのだ云ふも、こはあまりにコジツケの感がある。

然れども一の傳説として聞き流すことには差支あるまい、(名地に關する古文書記録によるものは風土記に採録した參照) 兎も角も此の地が當時御料地となつてゐたことは或は事實と見て可ならざるか然らば以て傳説を基調とする岸和田沿革史の第一頁と見て置くことも可ならんか。尤も史實を以て論議する場合は保證の限りではないことを斷つて置く。

更に行政的分割所屬の關係上から沿革發達の跡を逐ふて行くなれば、其の後百餘年を経て、人皇三十六代孝德天皇の大化年間に畿内五ヶ國(山城、大和、和泉、河内、攝津)の内和泉國に包含されてゐた。

和泉國の、地域はもと舊河内國の一部であつたのを茅淳灣に面する、和泉、大島、日根の三郡を分割して新に一國となし和泉國

と名稱したものである、當時岸の地と稱されてゐた當岸和田は其和泉郡に屬した所である。

斯くて六十餘年を経て元正天皇の靈龜二年四月に至り和泉郡内（現今の泉北郡國府村字府中）に地方廳たる國府を設け、此處に國司職たる和泉監が赴任することとなり、（尤も大化年間以來約六十年の間もそれ／＼各國司の任命ありそれ等によつて地方行政は處理されてゐたが彼等は守治地に赴任することなく中央にゐたまゝ其の政務を見てゐたものと看ることが出来る）それによつて當地方行政は處理された、従つて當岸の地も亦當然その治下に支配されてゐたが、其の後行政區劃の變更あり和泉郡内の西南の地邊茅海に沿ふた地帯を分割して新に一郡を増置し之れを南郡と稱した、爾來和泉國の行政區劃は四郡（大島、和泉、南、日根）をなすの形式となり、當地は其の南部に含まれたのであつた。

斯くの如くして龜山天皇の文永年間に任命された最終の和泉監橘宗信に至る其の間人皇は三十六代、歲月は約五百五十年間は國司の下に支配されて來つたが其の後は和泉監の任命を見なくなつた。

文永と云へば國政は既に武權に握られて久しき後のこと、當時幕府は權を擅まゝに加へて盛んなる頃、僅かに天子直隸の地とし

て辛うじて其直治下にあるを得た一地方たる和泉國も皇權の衰頹不振につれて、爾後國司の任命を見得なかつたらうことも想ふに難くないことである。

聽て約七十年を経て南北朝時代に入つて、南朝の忠士楠氏正成、其の武功によつて攝河泉の三國を賜るや（一説に正成に攝河の二國を和泉一國は弟正季に賜はりしものとも云ふあり）族和田新兵衛尉高家をして和泉國南郡、吾が岸の地（現今の上町の邊に城屋敷を構へしめた、（時人此和田氏を呼んで岸の和田と云ふた之れが「後に岸和田」と訛して現今の地名をなしたのである））は畢竟楠氏領土内に於ける勢力の分布として、南方日根郡の地に蟠居し足利氏に應じ終始北朝に旗屬してゐた日根野氏に對する備とも見ることが出来る。

されば當時日根郡は其の最南部除くの外は北朝の勢力範圍に屬し、南郡一帯は大體に於て南朝の勢力範圍に屬してゐた。

想ふに和田氏在住以前の岸の地、——此處には果して幾何の間が住んでゐたゞらうか、——又全國的に如何なる關係立場に位置してゐたつたらうか、——と此の地域だけを地續きから引き離して索めるならば傳説は別として、恐らく史實的に見る歷史上求める何物もないと云へ得る唯和泉國內に含まれる「岸」又は「岸

の里」なる地名を存する一地點に過ぎなかつた、そこに和田氏が城砦を築いたと云ふよりも事ある時の進退の根據地として——一族郎等を養ひ指揮する居住地として稍廣大なる屋敷を構へた、其附近にはそれ等一族郎等の住家を營み、それに從來居住してゐた土民、更に種々なる關係で追々集つた住民等相俟つて始めて一團の部落を形成したものだうことが推定される。同時に岸和田の發達史は之れから本舞臺に入ることになる、荒蕪たる限りなき野山續き、葦芦繁き茅汀に波うち寄せるのみで、そこに人類なく、文化なかつたならば發達史もあらう筈がないことは云ふまでもないこと、然れども和田氏時代を始め以後織田氏時代の末期迄で約二百五十年間豊臣氏時代に入る中村一氏以前は殆ど全く信憑するに足る記録なく、其の間の盛衰興亡の跡をもとめて史實とすべく確信を以て採録するに躊躇せざるを得ないことを遺憾とする、唯一説として後世人のものせる記録に依つて、せめてもの系統づけるより他に道がない。

されど其の間に現れてゐる當時此の地に於ける中心勢力的人物は、吾岸和田に住居し或は往來し活躍した者と見て差支なからんことを信ずるけれども、それ等を直ちに以て岸和田城主なりしと斷ずることの早計なるを主張するものである。

兎も角も和田氏の城砦（城屋敷）それは後世織田、豊臣時代以後の築城に比較すれば、百姓持の古屋敷に見る泥棒除けの周濠、土壁にも及ばぬとも云はんも、當時背後に敵を控へ、前面も亦何時戦場の巷に化せんも計り知れない、位置と時代であつたゞけ周濠を穿ち柵壁を堅めて、時の戦法に對して相應する備に間に合はすべく設計したものに相違ない。

其の位置は要害の地勢なりとは云へ得ないけれども、寢ても、醒めても對敵觀念の閃きに生きてゐた人々が寄り集つて、此の塲面、此の地勢に基く攻防の實際的戰術、戰略、あらゆる利用効果について日夜研究された跡が、あり／＼其の地に傳へ殘され、更に當時それ相當の地方文化的施設は住民生活の上に漸次利便さを加へて、部落は次第に發達して行つたことは後世此の地帯に武力を以て覇權を握らんとし號令せんとする者の必ず據るの便利なるを感じしめ、直ちに其の城屋敷を利用する如何は別として、自然根據地として起たしむべく吾が岸の地に運命づけた基礎的狀勢の作源と見るこゝが出来ゐる。

されば和田高家、正武の在住せる延元、正平以後——文中三年正武死後——は當地方に於ても北朝の士の優勢をなすに共に和田氏の勢力は慘めに衰頽して名のみ存在すらも支へ得ずして一時

は岸の地から其の影を没して了つた程である、斯くて漸く南北兩黨の和議成立後、應永年間に至つて其の族信濃泰義なる者、大内氏の諒解の下に春木の邊の隱棲から辛うじて岸の地に影を現して岸城に在住した、然るに之れも應永十五年以後は細川頼長が和泉半國の守護職をも兼ねることとなり岸城も亦頼長の居城となつた、従つて後世ものせる二三の編述中に見えてゐる和田一族泰義、泰連、義明、義基等は其後岸の地から何れにか影を滅したのであつた。

以上の如く應永十五年以後の岸和田は應仁の亂世を経て引き續き戰國時代に入り永正年間の頃元常の代に累世の領土を三好氏の爲めに押領される迄約百年の間は頼有系の細川氏の支配下に屬してゐた。

其後同年間に松浦肥前守なる者が岸和田を中心として此の地方に活躍した形跡がある、之れは大方三好の屬黨であつて松浦興信等の族或は上下松浦何れかの族黨だらうと思はれるが詳かでない。

當時元常の所領が三好氏に押領されたといふても、戰亂に戰亂、夜に日を續いでゐる動搖であつたから吾が岸和田の所屬も亦四圍状態につれて混沌たる有様であつた、細川氏の宗家に於ては高

國、晴元が相陣對し三好氏は晴元に屬し、細川元常は高國に應じ、た永祿四年晴元の弟讃岐守細川之持は阿波の兵八千を率ゐ來つて晴元を援けて高國を天王寺に殺した、斯うした關係上細川讃岐守之持は功によつて和泉國の守護職をも兼ねることになつたものらしく天文年中其の臣那和氏を以て和泉守護代とし岸和田に在城せしめた。

那和氏が當地に在住中のこと岸和田城の創始造營に關しての一説に此の時代に始めて、現今の岸和田城趾の位置、即ち當時猪寢山と稱した小丘地に防戰設備を施した、——そこに垣上城を築いたのであつた——而して此の丘地の自然形が側面圖的に觀れば猪の寢せたる如く之れを鳥瞰すれば膝の形狀をなして見えるので、此の城を呼んで猪寢山膝城と稱した、これ後世小出氏によつて殆ど完全に發達せる築城法を施され、松平氏を経て岡部氏に及んでは益々規模を擴大し嚴然たる美觀を呈するに至つた岸和田城の前身であることも傳へられてゐるが、果して此の位置に更めて選定されたのは那和氏の時代であるか、又はより以前細川、松浦の時代であつたか、或はもつと後世の三好、松浦の時代であつたかは史實として軟弱不詳で信すべき適確なる記録を發見し得ないのを遺憾とする。

斯くの如く世は既に戦國の時代に入つてゐた、天下の群雄各地に割據し、劍戟を執つて馳驅して縦横、諸豪將士の興敗常なく、昨日の成敗は今日の興亡なく、過去の敵必ずしも今時の敵ではなく、味方と雖も亦同様で、力を合せて高國を亡した、細川晴元と三好長慶とは最早や反目して戦端を開き遂に長慶は晴元を敗つて之れを逐ひ其の勢力は天下に敵なしの有様であつた、此の當時は吾が岸和田も亦三好氏の武勢下に屬し、其の黨將長慶（元長の長子）は攝河泉阿讃の地方に跨つて指揮し其の弟同豊前守實休義賢（元長の次子）次いで十河左衛門尉一存（元長の五子）安宅攝津守冬康（元長の三子）等をして岸和田を固めしめた、時は永祿年間のことである。

三好氏の後を享けて中村孫平次なる者が岸和田に在城したと云ふことが後世人のものせる記録中に見えてゐるが、孫平次は一氏の字名で此の頃中村一氏が岸和田地方に現れる筈がない、これは何んかの誤りなることは最早や疑ひの餘地がないことである。

次に元龜から天正の初頃にかけて松浦肥前守（興信？）が代官として來つて當地方を治した、之れによつて見れば當時は幕府の直轄下に屬してゐた如うにも解される、此の時彼は岸和田城を修築し外廓を作り周壕を掘り稍壯大なる規模とし此頃から和田氏以

來の古城を元屋敷と稱したとの一説的記録に現れてゐるのを以て見れば、元屋敷の呼稱起源よりして此の場合修築は修繕増築の意味ではなく新に造築したものとも解される、従つて現今の城趾の起源は或は此の時代に始まるのではあるまいかと考へられる。

松浦氏の後に在城したと傳へられてゐるのは、最初は同氏に屬してゐたつた、寺田又右衛門、松浦安太夫（實は又右衛門の弟なりとも云ふ）等利泉國三十六士中の者で天正年間初頃寺田村（或は堺の住人とも云ふ）から出て其後の虛を極めて短時日の間地方周囲の認めない中に自ら城主然として在城してゐた。

時既に天下は早や織田氏の統一が其の緒についた、（寺田兄弟は間もなく其の旗下に屬して各地に轉戦し、信長の本能寺變後はまた引續き豊臣氏の幕下に投じて屢々武名を顯してゐる）、然るに當時雜賀の一揆や根來の僧兵共が反寇を逞うしてゐたので堀久太郎秀政は天正五年二月信長の命によつて雜賀の土寇を征伐した時に岸和田城に據つた次に桑山修理太夫重晴が當地に據つたともある（若し果して岸和田城に據つたことがあるとすれば年次が多少前後せねばならぬ筈だ）その後岸和田は織田小代（或は太田とも云ふ）の領邑に屬したとある然るに小代は信長の家族だと云ふから之れは桑山氏の前でなければならぬ、従つてそれと相前後し

て在住したと傳へられてゐる太田彌八(或は織田)も亦同様の見解を以つて取扱つて置くのが至當と想ふ、次に見えてゐるのは朝日大藏で俗傳には同氏に在城の當時までは其の城構へは矢倉や石垣もなく外堀のみの頗る粗末なものであつたと云ふ。

斯かる折しも本能寺に急變あり、信長は大望を懷いて遂に空しく倒れ、秀吉直ちに其の勢力を繼承するに至つて此の地方一帯を弟羽柴小一郎秀長に加賜された(想ふに桑山重晴が岸和田に在住したのが事實とすれば此の時代であるべき筈)

然るに此の機に臨んで紀州根來の僧兵及雜賀の土寇は益々兇大をなし反寇の氣勢を張つて來たので秀吉は天正十一年の夏討伐軍を進めるの要あるを認め其の總將として中村孫平次一氏を差遣するに及んで一氏は岸和田を根據とするの便なるを想ひ、こゝに在城した、聽て同十二年三月愈々僧兵土寇等と接戦することゝなつた、之れ有名なる岸和田合戦で此の戦に一氏は蜂須賀家政、黒田長政等の援軍と力を合せて之れ等僧兵土寇の軍に對し今度再び起ち得べからざる迄に致命傷を與へ、討伐の功を擧げた、此の合戦に寺田又右衛門、松浦安大夫等も亦一氏の軍に参加したことは藩翰譜あたりに見えてゐる。

一氏は其れから此の合戦の後始末を完了し翌天正十三年七月に

至つて岸和田城を去り近江國水口城に居を移すことになつた、ついで同年同月中村氏と入り替りに小出播磨守秀政が封ぜられて岸和田に入城した。

小出氏の岸和田在城は、是れ以前數代の在住諸將士の如く吾が岸和田城及び周圍の土地と住民とに對して不明瞭なる關係立場にあつたものとは異つて、吾が岸和田城を中心とする當地方一帯を所領として、こゝに封ぜられた明かに領主としての在住であり、其の在城は城主としての在城であつた。尙城廓もこれ以前までは其の後の二の丸(現今の蓮池内天守台跡及松林の地域まで)の範圍で其の規模も構造も粗小で搔上げ城と稱する屋敷構へに周濠を穿つた單純な状態であつたのを、小出氏に至つて秀政は秀吉の姻戚であつた關係上秀吉の親任も厚かつたので城に天守を上げることが許され更に當時發達せる築城によつて文祿四年(或は天正十五年とも云ふ)から慶長二年に至る三ヶ年間に亘つて大普請を行ひこゝに全く面目を一新せる殆ど完全なる城廓を築き上げたのであつた。

斯くて秀政、吉政、吉英の三代こゝに城主として在城した、同三年には秀吉死し同五年關ヶ原の戦には西軍敗れて天下は家康の手に歸した。

而して元和五年に至つて、吉英但馬國出石の城に移り、同時に其の後を受けて松平康重丹波笹山の城から轉封せられて入城した、同氏は三河以來の徳川譜代で寛永三年從四位下に叙せられ同十一年六月には開發の田を合せて初めて六萬石の所領となつた、康重に次いで其の次男康映城主となつたが寛永十七年九月播州赤松郡に國替となるに當つて、同時に岡部宣勝攝津の高槻城から移り岸和田城主となつた、これ今を去二百八十四年前のことである。

宣勝(可堅公)は寛永元年美濃大垣城に父長盛の後を繼いで五萬千二百石の城主たりしが同十年播州龍野に移封され同十三年には更に攝津高槻城主となつたが共に知行は從前の如く五萬千二百石であつたのを、時の將軍は家光、徳川三家の一なる紀州藩は明君南龍公——公は明君なるが故か野心ありと睨まれて幕府の注意藩侯であつた——岡部氏は駿河譜代ではあつたが内縁の關係もある家柄だつたので信任が殊に厚かつた——斯うした關係から紀州藩の押へとして轉封されたものである。

其の後次代行隆に至つてその兩弟高成、豊明等に七千石を分知した、爾來當藩主は明治維新に至るまで十三代二百八十餘年間五萬三千石を領して來た。

慶應三年土佐藩主山内豊信等が天下の大勢を洞察した力説あり、

其の臣後藤象次郎、福岡藤次、薩藩の士小松帶刀等最終の將軍慶喜に會見して存意を陳じ大に諫告する處あつたので、慶喜遂に意を決して同年十月十四日大政奉還の表を上つた、朝廷早速之れを嘉納せられ給ふ。

時に岸和田藩侯は藩祖可堅公から十二代長寛、家康大將軍となつてこゝに十五代二百六十四年、更に頼朝が鎌倉に幕府創建して以來六百八十餘年を経みして中央政權は甫めて完全に王政の復古を見た。

慶應四年四月全國を府、藩、縣の三つに分たれたが翌明治二年正月頃から上表して版籍奉還の諸藩續出し同年六月に至つて、この版籍奉還を詔して許させ給ふ、斯くして各藩主を以て其の區轄内の知事とし、舊藩の賢良を舉げて參事とした、當時藩知事の封祿は幕政時代に於ける知行高の十分の一を給せられることを規定された。

吾藩の當主長職子は當時江戸に居たが藩知事を任命せらるゝ愈々同年八月歸岸して就任の挨拶をした。

明治四年七月藩は全廢され藩知事は免官と同時に東京在住を命ぜられた、岸和田藩知事たりし舊藩主岡部長職子の東京に向つて出發したのは其の翌月即ち八月八日であつた。

全國を舉げてこゝに廢された藩数は實に二百七十余、これ聽て新に行政區劃並に制度の制定を斷行すべき準備に入つたのであるが此の時分早や當城下に岸和田縣廳なる門標が掲げられてゐた。

五年四月には行政區劃の制定に依つて全國を三府七十二縣とし、吾が岸和田は堺縣下に含まれ、和泉國二十五區の中第十五區から第二十五區に涉つた南、日根兩郡中南郡内の一區に屬した、(更に七年の改正には堺縣を三大區に分ち其の第三區中の一小區に歸した。)

藩政當時の岸和田と呼ばれたのは、後の四ヶ町村分立中の岸和田町及濱町の總稱で、岸和田村は獨立し、沼野村は掃守郷に屬してゐた、それが明治維新に當つて以上四ヶ町村を合して岸和田と稱した。

其後同十三年郡區町村編成法の施行に際して、南、日根兩郡役所を岸和田町内に設置し、各大字たる四ヶ町村を分立せしめ各々官選戸長並に其の役場を置いたが、同十七年に至つて再び四ヶ戸長役場を聯合して岸和田聯合役場と稱した。

明治二十三年に町村制の發布あつて岸和田町、濱町、岸和田村並に沼野に別所、藤井の兩字を併せて各町村別に役場を置き、町村長を公選し此處に始めて自治の確立を見るに至つた。

此處に至つて過去を顧れば、和田時代から戰國時代次いで織田豊臣の時代に涉つては、劍鋒の爪牙を揮ふ武人が其の威を擅まゝにし、我を満し或は満さんとして、弱肉を強は食みて獨り農工商の温良なる住民のみが苦しみ且つ絶えず不安の念に襲はれてゐた有様であつたから、掠奪の暴に襲はれ、兵火の巷に蹂躪されて來た當地方が如何に産業の發達を阻害され、如何に文化の建設を破壊されたかは云ふまでもない、其の後徳川時代に入つて久しく兵火を見ず、太平に馴れたことも亦暫くであつた、各藩は競ふて産業を獎勵した、當時藩主は何れも大地主の形であつた關係上最も農業の獎勵に力めた、其の他林業にも工業にも、漁業にもせよ商業にもせよ、其の力を入れた程度に多少の差異はあるにしても獎勵したにはしてゐたものだ、然れどもそれは總て教育の伴はない獎勵であつた、幕府の爲政方針の大部分は直ちに以て各藩の爲政方針であるとも云へ得る、それを今日から見れば、中には甚だ不都合な間違つた方針が尠なくなかつた、第一に四民を遇するに甚だ平等でなかつた、武臣に屬する階級に厚くして、農工商に屬する階級に頗る酷なるまでに薄かつた、教育の如きは士分を除く他の三種の階級には授くべからずとして之れを出來得るだけ愚昧にして置いて年貢米その他の稅率も酷に取り立てたものである、從つ

てこれ等の家業擴張に増資の餘裕をあらせ得なかつた、斯く人間を出来るだけ愚昧に育て上げて酷税を課するのだから世話がない。而して家業擴張費の増大を阻止した結果として現れた産業状態の發達程度は思ひ其の半ばに達すべきだ。

岸和田藩と雖もゴ多分に漏れない、産業その他文化の發達の上に特筆大書すべき程のものが甚だ少ない、當時の物産中主なるものを舉げて見れば

農産物——米、麥、桑種、綿、砂糖、生姜、蜜柑、茶。

工産物——木綿布、紋羽布、酒、油。

等であるが、この内酒造、製油には制限さへ設けられてあつた、其の他漁業による水産物だけは今日に比して遙かに多かつたと傳へられてゐる。

尙以上は藩領内通じての産物であるから、之れを現在の岸和田市なる區域内に於ける當時の産業、物産の状態を溯つて考へて見るならば、藩内全般と城下であつた吾が岸和田との關係は生産地と消費地と云つた立場でそれは問題にならない程度であつた。

聽て明治維新に達着した當時、人心の動搖とその不安とは、それは一通りでなかつた、殊に農工商に屬する階級よりも士族階級の人々に於て最も甚だしく痛烈に感じた、

藩知事の職は免廢され東京在住を命ぜられた藩主が、あはれ三百年の間榮華の夢を宿した膝城廓を涙ぐましげに見返りつゝ出發せんとする岡部長職子を見送つた時愈々今後如何になり行くであらうか——如何にして生活の道を立てやうか——と襲はれた恐怖と込み上げた慌てかたとは實に惨めな程度であつた。

されども當藩士の多くは、よく時勢の歸嚮を察するに敏に、世の變遷推移に順應して過たざる明あつて、早くも其の安定を計り多くは生産工業に身を投ずべく今後の方針を確立した結果こゝに胚胎して明治五年には士族授産場が生れ、十一年には舊藩主岡部子等の幹旋唱導によつて第五十一國立銀行が設立され、二十年頃に至つては綿糸布問屋並に仲買商人の目醒しい活躍が現れ、二十五年頃には煉瓦會社、岸和田紡績株式會社等の生産工業が續々勃興し岸和田貯蓄、和泉貯蓄の兩行等金融機關の増設を見、それに各官衙、學校の所在地たることは、交通機關の施設と共に當地發達の要因ともなり、日清、日露の戰役を経て、第一第二と産業界の兩勃興期は四ヶ町村の合併を斷行せしめる迄に地方の發達を誘致し今後十ヶ年を期して市制を實施するに至らしめんこの意氣込を以て、四ヶ町村を合併(廢)し同區域内に町制を敷いたのは四十五年一月一日で、第一回町會議員の選舉は同年三月一日定員は三十名、直ちに町長を公選し同月二十五日第一代町長として村田宣寛が就任した。

斯くて大正四年歐洲戰亂の勃發以來産業界勃興の第三期に入り聽て財界は空前の好景を現出し、幾多工業の發達に伴ひ、寺紡、和泉紡等の大會社を始め各種工場は簇出し、金融機關としても、寺田銀行、岸和田信用組合等の創設及び岸銀、和泉銀の増置、其の他一般商家の繁榮は互に俟つて町勢は次第に膨大して、一大工業都市を形成し、愈々大正十一年十一月一日こゝに人口三萬を包容する此の新興都に目度市制を實施することになつた、之れその一切を舉げたる岸和田の更始維新である。



發達史

第一期岸和田以前の岸和田

岸の地當時の行政的所屬

岸和田の地名と和田氏の興亡

國司時代の岸

和田氏以前に於ける岸の地の行政的所屬

大化年間山城、大和、攝津、

河内四國の内、河内の一部なる、和泉、大島、日根の三郡を分割して一國とし之れを和泉國と稱し都合五ヶ國を總括して五畿内と云ひ各々に國司を置いた、吾が岸和田は當時岸の地と稱し其の和泉國和泉郡に屬してゐた、其後天正天皇の靈龜二年四月地方の政

廳たる國府を設け（今の泉北郡國府村字府中の地に）國司たる和泉監を赴任させて此の地を守治せしめた、その初代和泉監はウヰツベカフ主石前郷であつた。

其後二十年程經て聖武天皇の天平十二年八月に至つて和泉國を廢して再び河内國に合併した。

斯くて淳仁天皇の天平寶字元年復た再び和泉國を分立した、之れ以來は併合せられることなく獨立し來つたのであるが國司については幾多の變遷あり且つ何時代に何人の任命あり如何なる状態にありしやの不明な時代もあり、又之れを明かにするに足るまでに古文書の蒐集も勿論不可能であつたので、兎も角も今發見し得

た範圍内に於て概略を採録すれば、石前郷を初めとして、光仁天皇の寶龜七年には多治比真人乙安が河内和泉の司となり、仁明天皇の承和十一年には參議安部朝臣安仁が之れも河内泉の長司たり其の次官としては河内守清原真人遠賀及び和泉守菅原朝臣門繼等が任命され、同十三年に至つて制度の變改あり兵、農二事に分掌することに規定された、そして同十二月に參議伴宿禰善男が河泉兩國の國司に岑成王を其の農事次官に、藤原朝臣貞守を同兵事次官に任じ其後河内和泉班田檢校たりし中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒を河泉の司として兵農を併せて統轄せしめた、其後、國司部下の分掌のみに幾度か改變あつただけで永らく任免を重ね、龜山天皇の文永年間佐原十郎右衛門義連が和泉、紀伊の守護職たりし時、橘宗信が和泉國司に任命せられて以來遂に其後は見なかつたやうである。

南北朝時代の岸と

岸和田地名の起源

高家の岸城並家老の付城と其所在地

斯くて約七十年の後、後醍醐天皇の元弘三年楠左衛門尉正成は、建武中興の戦功に依つて、攝河泉三國を賜はり、其の守護職を拜するに及んで、其の一族和田新兵衛尉高家に命じて、岸の地に據り泉州地方を固めしめた。

岸和田の開祖
と建武中興時
代の岸

尙此の當時のことに關して、ズウと後世天明年間の記録ではあるが古今重寶記を見れば次の如うなことが見えてゐる。

高家は大鳥郡上神谷和田村之城主楠左兵衛尉成康の次男親遠と云人河州より來りて和田を苗氏とし和田太郎親遠と名乗り其子四郎高遠は正成の妹婿にて其子孫三郎正遠は正成の甥也（正遠實は正成の弟楠正季のことで後高遠の養子となり名を正遠と改め入つて和田家を續いたものであることは二千五百年史其他にも見えてゐた）其子新三郎高家と云後新兵衛と改其後河州へ歸り大饗の邑に住す又當時岸和田へ來る正成攝河泉の大守右近衛中將從三位楠正成と成る、高家を和泉守とす……とある

又一説に云ふ、正成は攝河二ヶ國を賜はり、和泉國は其弟正季の賜はつたもので同時に正季は和泉守に任じられたのであつたと、而して其の説く處によれば、

楠正成が攝河、河、泉三ヶ國の守護職であつたとするのは誤りである、正成が建武中興の戦功によつての恩賞は新田義貞等と同級で、攝津、河内の二ヶ國を受け、和泉國は、正成の弟和田七郎正季の賜はつたものである、南朝の士に對する當時恩賜の状態を見れば、足利尊氏（武藏、常陸、下總）弟直義（遠江）楠正成（攝津、河内弟）正季（和泉）新田義貞（上野、播磨）其の子義顯（越後）弟義助（駿河）名和長年（因幡、伯耆）等の如くである、尊氏にのみ三ヶ國を與へたものは、當時の人心の多くは漸次尊氏に集らんとする傾向が見わたるので、後醍醐天皇、親しく諸國武士の興廢を察せられ、尊氏が第二の高時たることなきやを慮り、特に之れを寵用するの形を示す意味に出られたものである

されば茲に鑑みても正成に三ヶ國を賜はる筈がない、而して和泉國を賜つた正季が常に正成に従つて和泉に居なかつたから後世此の誤を生じたので高家が泉州岸の地に城砦構へ在住したのも斯うした關係からで決してそれは正成の直接命じた處ではなかつた云々

と或は信じ得るかも知れない。……楠正季は幼名を正氏ともいひ、後には父の名を享けて正遠と改めたとある、そして和田高遠の後を繼いで「和田氏」を名乗つてゐた、常に正成の參謀として隨從すること影の体に於けるが如くであつたから、或は和泉守を拜しても其の地に在住するこゝとが出来ないで、其の子高家をして泉州に壘を固めしめたものとも見られる。

和田氏の家老格として、沼間伊賀守正信、女形三郎左衛門成綱の兩名が之れに附隨して來た、高家は先づ地を相するに方つて、和泉國內日根郡には北朝の臣日根野のある

押へを考慮して、此處に隣接せる同南郡岸の地を撰んで城砦を兼ねた城屋敷を構へた、之れ岸城即ち岸和田古城である、當時里人が和田氏を呼んで「岸の和田殿」といふた、其れが次第に岸の和田が、岸和田となり遂に今日の地名をなしたものである。

當時家老沼間伊賀守、女形三郎はそれ／＼城の左右に居館を營



んで住んでゐた、これ「付城」である、其の位置は沼間氏は岸城の北方に、女形氏は南方に占めてゐた、蓋し現今の「沼町の稱は沼間氏の居住から起つてゐることは明である、古い同村誌にも『本村は往時沼間村と稱し後世改めて沼村と云ふ』とある。

女形氏が居館の古跡は詳かには判らないが、今の南町邊で蓮心

寺附近の如く傳へられてゐる、尙後世の記録で根來僧和徒の跋扈した當時の狀態を録したものの、中に「根形城」と云ふのが出でゐる、これは元「目

方」と書かれた時代があると思はれてゐるが、若し「目

方」は「女形」から變化したものではないかとも思はれる、或は然るかゞされど未だ確實なる古文書を發見しない。

岸城の所在地點については、世傳へて、現今の泉光寺街道と上町との中間、泉南高等女學校の前方、古城川に臨んで稚松の生え繁つてゐる丘地で「和田氏古城傳説之地」なる標本を建てゝある

岸和田名の起
り
和田古城趾の
位置

地点が傳説ではない史實の地だと云ふのであるが、未だモツト力強い史料を發見し得ないのを遺憾とする、四周は全部墾田と化し去られてゐるが、今尙一帯を總稱して城屋敷の名だけは存つてゐる。

右に關して、伽李素免草紙(今より百年程以前の記録)に次の如うなことが書いてある。

岸の和田、むかしは岸の里といふ、曆應のころ和田氏城をとりたて、住めりしは、今の百姓町の東にて、方一町餘なりし、今は田となりて字を城屋敷といふ、延文、應安の頃は、同苗正武なん住みたりし、岸の里にすまへる和田氏なれば、きしのわだどのと申せしが、いつしか里の名となりて、岸の和田とはいひならはせるなり。

とあり、又古今重寶記には

建武年中、和田新兵衛尉高家、初而城を築き在城也、當時の城、二三町東の由、小寺池、池の尻邊と相聞ゆ元者岸之城と稱す高家在城に付岸の和田殿と呼しより所の名にして岸の和田と稱すと見え、また元祿年間の記録である諸城見取圖の説明書中には

「昔之岸之古城、和田居城の由」と題して、明德三年南帝入洛、諸城宮方の城廓悉没す、此城同前か、本城より二町計東に、昔東光寺と云ふ寺あり、今は田、和田菩提所の由云々

と記し且つ城廓並に周濠の状態を圖示(想定的のものか?)してゐ

るところに據れば、本丸高さ二間、面積約六十坪、二の曲輪の面積約千五百坪のもので、周濠の跡は、當時(元祿年間)既に田畑となつてゐたものと見える、然れども明德三年南帝入洛後——正武等四條驛に戰歿して以來足利氏の激しい壓迫の結果、日陰者として久しく和泉郡方面に隱世してゐた——和田一族中の者が(秦義等)が應永の頃に至つて堺の大内義弘の諒解を得郷士となつて春木邊まで現れ出し次第に岸和田に入りこゝに在城したと傳へられてゐるのを見ると——當時此地方の和田領たることを沒收されたにしても、岸城が取毀たれたわけではなかつたらうと想像される。

尙和田古城に因める名稱に、古城川、古城橋、城屋敷等の残つてゐる事實から綜合しても、此の處或は此の附近が和田氏の古城趾に相違なかつたらうと推想するに難くない、城屋敷の地域は今、和田氏の後裔なりと稱する宮本町和田孫三郎氏の所有で、當時和田氏の祭神が今に此地に祀られてゐる。

正成正季の死と和田高家

北條氏は高時に至つて、豪華暴慢の度愈甚だしく、時の帝、花園天皇を促して位を去らしめて、後醍醐天皇を擁立した、帝は北條氏に依つて立つたけれども遂に其專横を憎み楠正成等の武臣を集めて、高氏を討たしめた、こゝに頼朝以來百五十年の幕政を覆して、夫子親政の建武中興を現出したが、こゝは東のに間して、足利尊氏の讎へす反旗の下に集る將士多く其の勢大をなし、楠氏新田氏等の孤忠其の甲斐もなく、正成は遂に攝

津湊川に於て誠忠に殉ぜんとするに方つて高家及正忠、正朝を招いて篤と諭すに

南朝の武運拙し、吾今死力を盡して後命を天に任せて此處に死を決した、吾若しなき後は誰かよく吾が志を以て志し、正義に殉ずるを覺悟して、南朝に誠忠を捧げんとするもの恐らく幾何もあるまい、されば今汝等も共に死を同じうすることの却つて忠ならざるの將來を思ひ、希くはこゝを生き延び以て吾が志を享け、正行を援けて、帝を守護し奉れよ、而して正行南朝に股たれば、汝等亦其の肱たるであらう

下
尊氏和田氏を
攻む

と死の場所を撰ぶにあらず、時機を撰ぶべきを懇諭して高家には帶刀一口を授け、正朝には、守本尊の阿陀彌像を傳へて歸らしめた。

高家義貞と呼應す尊氏懼れて岸城を攻む

和田高家は、正成の遺訓に

従つて、弟正朝と俱に湊川を遁れて、岸城に遡り、正朝をして密かに尊氏の動靜を窺はしめ、一方一族をして、正成の遺子正行を庇保せしめつゝ、研磨の鋒を伏せて時の虛を待つてゐた。

和田氏等足利
の虚を窺ふ

これより先、正成没したるも、新田義貞孤影を支へて死守し敢て譲らざりしを、後醍醐帝、尊氏の誘ふ處に隨つて、私かに和を講じ、返つて義貞をして北國に走らしめた。

之れ腹に一物のある尊氏の毒謀で、帝とこの和議を講ずるや直ちに讓位を強ひ、屬臣を遇するに禮を失して、自由の束縛を加へたなど、彼が和議の裏面に恐るべき謀計の潜んでゐたことを始め

て知つた後醍醐帝は、再び義貞を惜み、暗夜に乗じて吉野に逃れ給ひ、義貞を尋ねて、書を北國に致された、これ延元二年十二月二十二日のことである。

義貞は義を重じて、復び出でて京師に尊氏を討たんと決し、翌三年(暦應の元年)七月、族兵を率いて越後を發した、然るに越前足羽の足利高經、早くも平泉寺の僧兵を利を以て誘ひ、之を藤島城に送つて、義貞の軍路を斷たしめた、義貞之を一舉に拔かんとせしも不幸にして流矢に中つて戰没してしまつたが此の三月、和田高家は既に義貞出陣の事實を知るに及んで弟正朝を河内に馳せしめ、正行と共に兵を舉げんとした、之れを探知し得た尊氏はその侮るべからざるあるを懼れて、義貞に先んじて、この禍根を除くの急なるを感じ、同月二十八日、大内弘世を兵二萬に將として、軍を進め、岸の地の東方姫松の地に陣して岸城を攻めた。

家老沼間氏の戦死と森川政家の奮戦

此の時、和田正朝は、河内の楠

正行の許にゐたが、この急を知るや兵を率ゐて岸城を來り援はんとしたけれども、尊氏の軍の爲めに遮られて、目的を達することが出来なかつた、一方岸城方に於ては、沼間伊賀守正信、森川次郎右衛門政家等の豪勇の士が奮戦して、敵を一步も近づけず、相對峙すること十餘日に及んだ、此の苦戦に於て和田の家老たる沼間伊賀守は遂に戦死をとげたが、森川政家の如きは、着せる鎧をかなぐり棄て、花菱の腹巻を纏ふのみの姿で敵中に躍り込んだ

と云ふ、斯くの如く、岸城勢、防戦よく努めた結果、容易に屈すべくも見えず、遂に和を講ずるに至つた。

森川次郎右衛門政家は、元來正季の家臣で、河内國雪阪の生れである、正季の子高家が、岸の地を相して城砦を構へ、こゝに在城するに臨んで沼間氏等と共に従つて來たものである、子孫世々此の地方に在住したもので、戦國時代を経て豊臣時代に、根來僧兵に組し高田能登守の下に屬して東光寺に據り中村一氏等の討伐軍に對戦して遂に戦死した森川孫八郎政武は、政家から八代の後孫で、爾來その子孫は岸和田に居住し、今の沼町森川寅吉氏は其の末裔であると傳へられてゐる。

高家兄弟正行等と共に四條畷に戦死す

正成、義貞等相踵いで倒れ、

南朝の武勢は愈々振はなくなつた、延元四年八月、後醍醐天皇、竟に悲憤の恨を残して吉野の行宮に崩じられた。

之れに反して、一方北朝の勢力は日に加はり、尊氏の威勢並ぶものなく、天下既に懼るものなきに至つた、斯くて南黨は其の壓迫を受け、孰れも、士氣銷沈して容易に起つべくもなかつた中に獨楠氏、和田氏の遺族殘黨のみは、節義を堅持し、團結を失はずに、絶えず北黨の動靜を窺ふことに怠りなく、時機を得て、虚に乘じ一戦を加へ、あはよくば南朝の天下に盛り返さんものと待ち構へた。

聽て、正三位大納言、征夷大將軍たる尊氏を始め、黨族四十余

名は悉く高位朝官に扶食してゐた北黨は對敵懸念なきまでに勢滿づるに至つて、次第に豪氣は華奢に、疎野は禮節に、質朴は粉黛に化せんとしつゝ、京師の嚴戒亦従つて、惰風弛怠の徴が現れて來た。

正行、高家等之れを天配の好機として、南朝の殘黨をかり合せて、河内の東條に據つて、菊水の旌旗を飄した、時は正平二年十二月（貞和三年）尊氏大に驚き之れを討たしむべく、細川顯氏を將として軍を進めた、顯氏、正行等の寡軍を侮つて、無造作に押し寄せて來たが逆つて脆くも譽田林に破れた、尊氏その意外な鞏強に憤慨して、山名時氏の軍を向はしたけれどもこれも亦瓜生野に戦敗するに及んで、京師は遽かに動搖して時ならぬ震駭に襲はれた、尊氏愈々八萬の大軍に高師直を將として、正行、高家等の僅かに六千の小勢に向はしめることにした。

正行等既に死を決し、高家等の一族と袂を連ねて後村上帝に謁し、如意輪堂に鐵の絶筆をとめて、師直の軍と四條畷に會戦した。

高家、正行の參謀として、鮮兵を以て大軍に對するの戦法をつくし、せめて一族の死を以て敵將師直の首を獲らねばならぬと、幾度か肉撃した、殊に和田正朝の如きは、單身敵兵の中に混じて盜かに師直の首を狙ひ廻してゐたのを、不幸にして、正行の旗下に屬してゐてあつた、湯淺太郎左衛門なる者、既に師直に降つて

高家等の自刃

下段

正武、正儀等
京師に攻入つ
て將軍を逐ふ

其の陣中に在つたのを神ならぬ身の正朝之れを知らず、溪谷を見ずして鹿を追ふ獵人の譬を現實に、湯淺の爲めに發見され、後背から足を斫ぎ倒されて終つた、斯如うにして、六千の楠兵、悉く盡きはて最早殘關の士、幾十もなく遂に絶望の彼岸に到着した、正行高家等一族郎黨遂に相刺して終つた、時に正平三年正月三日。

(和田正朝の眼玉) 正朝、四條畷に於て、混戦に紛れて敵陣ふかく忍び入つて、敵將高師直を窺ひつゝあつた時、彼の湯淺太郎左衛門が早くも正朝を認めて後背から其の足を斫つて踏した、正朝怒憤の眼を睜つて太郎左衛門を睨みつけた、その眼光は怪物の如く、その首を斬るも、更に猶瞑せず、敵兵孰れも怖れ、おびえて之れを林中に棄てた、爾來太郎左衛門は常にその眼玉を夢に幻に忘れ得なかつた、かくて遂に病床に臥し、そして俯仰する毎に正朝の彼の眼を怒らしてゐる姿を見る恐しさに絶叫を續けること七日間終に血を吐いて死んだ、和田の遺族後に此の事を聞き、首を齎し歸り、邸内に埋め、供養を厚くして塚を築いた、是れ即ち和田新發意の首塚に絡まる傳説である。

和田正武等足利義詮を逐ひ北帝を幽し京師復南歸

和田高家、河内の四

條畷に自刃して、後は其の子正武が岸城を護つてゐた、そこに高家の兄正忠も來つて共に在住して楠正儀等とは常に連絡を怠らなかつた、かくて、私かに南朝の余勢を聚めることに努めてゐた。

一方北朝に於ては、武臣孰れも權勢をたくはへ内訌の絶間なく

遂に其の累禍は幕廷まで及ぶ様になつた、已にして尊氏の庶腹直冬の如き、先づ彼に叛き彼が弟直義亦之れを援け、或は南朝に誼を寄せ、かくて時なくして彼尊氏と和する等、反復、離結常なき有様であつた。

此の時に方つて、正平七年閏二月二十日和田正武、叔父正忠等と岸城を出て、楠正儀と與に京師に攻め上らんして河内に兵を擧げた、こゝに於て久しく機を窺つてゐた、南黨の遺影は、遽かに形勢を現して之れに和し、急に京師を襲ふて、細川顯氏を破り、更に細川讃岐守頼春を捕へた、二千五百年史に依れば頼春は正武等の爲めに捕へられたとあるも他の正史には頼春の奮戦に討死したとある、今寛政重修諸家譜中の之れに關する部分の原文を採録すれば

正平七年閏二月二十日、和田正武、楠正儀等にはかに京師に攻入洛中おほいに騷動す、この時頼春義詮に屬し待所司、四國の管領たりしが、(中略)諸卒に指揮して(中略)急に馳て四條大宮において奮戦しつゝに討死す年五十四、(尙頼春の子頼有も共に出陣し大に武功ありと見えゐた)

これを見て、尊氏の子足利義詮は震ひ上つて近江に走つた、正武等は之れを追ひまくり更に北帝光明天皇を執へて、吉野の賀名生(穴太)に幽閉し、斯くて漸く京師の形勢が少時日と雖も南朝の權下に歸したのであつた。

京師再足利に復して正儀降る正武之を憤て攻む

然るに武藏野方面に於

て、新田義興等になやめられた、尊氏の軍は、程なく勢をもち返して、義興を鎌倉から走らせ、更に一軍を分つて、足利義詮を援けて、遂に再び京師を回復するに至つた。

こゝに楠正儀等は逸れて河内に潜み、和田正武亦隠かに岸城に還つた。

斯くて、辛くも蓄へたる南黨の勢力に、大頓坐を來して、直ちに盛り返さんすべもなく、寧ろ日を追ふて衰へ行かうとする運命の上に立つてしまつた、

正平十三年(延文三年)四月、尊氏五十四才にして死し、子義詮大將軍を繼いだ、

下段
正武の戦死

此の頃からか尊氏の死を機會に、和田、楠氏等相謀つて、兵を舉ぐべく準備したものらしく、越えて、正平十四年に至つて、河内國赤坂城に楯籠つたことは、正史にも現れてゐる、また寛政重修諸家譜には次の如うなことが見えてゐた。

正平十四年十二月二十日、細川業氏は義昭にしたがひ、和田、楠が籠れる、赤坂城を攻落し、十五年和泉國の守護職となり國府城に住す、云々

と、此の小ぜりあひを前後して南黨中の強臣たるべき大内義弘、利に依つて、北黨にくみすることゝなつた。

南臣の北朝に
降る者多し

正平二十四年五月に至つて、楠正儀までも遂に大勢の赴く處に従つて北朝に降つてしまつた。

然れども、獨り和田正武のみ、このあさましさを、痛恨して止まず、屢々書を正儀に送つて、家祖の舊蹟を説いてやまなかつたけれども、正儀は更に顧みなかつたので、憤慨のあまり、建徳二年八月、遂に兵を率ゐて、吉野に正儀を攻め、將に之れを捕へんとせる、折しも、細川頼之の爲めに遮ぎられて果し得なかつた。

正武戦死して岸城將に廢城に近かんとす

正武意を決し、身を抛つて

行く處まで行かんと、文中三年(應安七年)七月十五日、正儀の弟正時、正之、及び正儀の子正勝等を誘つて、河内に義兵を呼んで、京師を衝いたが、時は最早や、天下に號令すべく足利氏の基礎建設の完成を見んとするの頃であつたから、正武の此の舉に集り來るもの少なく、足利義満の爲めに敗られて、遂に京師に戦死して終つた。

爾來南朝の旗色は愈々益々振はなくなつた、殊に岸城に於ける和田氏の狀勢は、正武死して子なく、和田氏宗家嫡流の後が絶えた形となつた、斯く根幹を失つた和田の岸城は、勢力微弱其の極に達して終つたものらしい、尤も和田一族中正武の叔父正朝の子孫は、和泉、河内兩國の内何れかに居住してゐたには相違ないが此の際直ちに入つて正武の後を繼いだと云ふ如うな記録もない。斯くて、應永年間細川刑部太夫頼長の居城するまでは、岸の和

田城にこれと決つた城主なく、唯機により場合に臨んでは之れに據らんかの貌に存在するに過ぎなかつた。

建武以來、南朝の高家、正武二代によつて築き上げられ——斯くして棄てられた——岸の和田城は次第に顧みるものなく、空殼徒らに雨に叩かれ、風に弄されて、城頭遂に影を滅せんとするに近づくのであつた。

正武戰没後の岸と其環境

和田氏次第に退勢し世は戰國時代に入る

楠和田の殘黨と北黨の小競合並兩朝合併

正儀既に南朝に降り、楠、

和田の一族中に中心人物たりし、正武文中三年夏月京師に戰歿して以來、同族の勢力は一入衰頹して、纔に餘勢を保つに過ぎなかつたけれども、兩氏の支族、殘黨の間には絶えず聯絡を取るに常に怠りなく、北黨の慮を窺ふことを忘れなかつたらしく、従つて北黨との間に時折に小ぜり合ひが演ぜられた、それは天授年間から、南北朝の合併され元中年間までの間に屢々あらはれてゐる、寛政重修諸家譜を見ると、その中に之れ等の小ぜり合ひに出陣した人々が幾人も出て来る、例へば

右馬助山名氏頼天授元年十二月五日和泉國土丸城に於て戰死すとある、天授元年と云へば正武戰歿の翌年で、其の後和泉國は北

朝の豪族山名氏清の領有に歸してゐた關係上、この邊の南黨蜂起毎に軍を進めたものと見える、また元中年間の場合には、

畠山基國、義滿につかへ天授二年(北朝の永和二年)侍所となり元中七年(北朝の明德元年)河内國に發向し、和田、楠の一族と力戦のちまた彼の國にいたり或は和泉國において、しばしば戰功を勵す、應永四年八月管領職にうつる、基國河内、和泉、越中、能登、山城、紀伊、攝津國等のうちを領す云々

斯くの如く、和田、楠氏の一族殘黨は、正儀の子正勝、正元を根幹とし、南帝後龜山天皇を中心に、かすかなる餘黨の續く限り、和泉に據り河内に據り、逐はれては甲城を捨て、乙城に籠りつゝ、元中年間まで小ぜり合ひを斷續して來た。

最早や鞏なる足利氏の基礎は、これ等南黨餘族の小ぜり合ひを取つて意とするに足らなかつたけれども、神器は未だ、南帝にあつたので、足利義滿表面の禮を厚うして南帝に請ひ、言葉のみ懇にして正勝等を説き遂に兩統交立の約を結び南北兩黨の和を講じて元中九年十月、後龜山天皇神器を後小松天皇に傳へた。

願れば南北群臣諸族、義を競ひ、利を爭ふて、犬牙を亂し、兩朝對立して相闘ぐこと六十年、茲に漸く兩統の歸一を見るに至つたのである。

兩統合併前後の岸の地と和田氏の立場

想ふに、兩統合併後の和田氏——それは兩黨和議當時の北黨の言ふ如くであつたならば、一族

山名氏清の領
有内にあり

大内義弘勢の
力範圍に屬す

の何人かが正武の宗統を繼いで岸城主として少なくとも和泉國の内
南郡一劃位を領有して、相當な位置と體面とを保てたであつたか
らうけれども、根本的に於て北黨に誠意なく、いたづらに、虐遇
に壓迫を加へられ、滅び行くが如くに薄幸に泣き終つたのであつ
た。

これより先き、我が和泉の地境は、正武の歿後既に北黨の豪族
たる山名氏清の領に併有されてゐた、加季素免草紙（これは後世
の記録で近々百年程以前にものされたものではあるが）によれば、

永和の頃（永和は北朝の年號で正武の戦死した文中三年の翌年
から天授年間である）より後は國主の威嚴衰へたれば、五社大
寺の神職衆徒等ことには、國侍ども、ちからにまかせてかたみ
に爭奪をもつばらとするほどに、是を治めむとて永徳（之れも北
朝の年號で正統の弘和年間に同じ）に山名時氏が堺に館をかま
へて住侍りしも力かなふべくもあらず、さてもいかゞとて室町
殿より河井和泉守、辻村壹岐守を府中にすまして、國の仕置
をさせられしも、はじめは國さむらひに荷擔して治まらず云々
とこれに依つて見ても、正武の歿後は和泉の勢力並に楠氏の勢
力も格段の失墜を來し、岸の地を中心とする一帯に中心勢力なく
和泉氏の殘黨等が社寺の神職僧徒等と、もに爭奪を始めたものと
も見る事が出来る、又この亂れを統治せしむべく氏清は時氏を
堺に住はせ、將軍は河井、辻村等を特に和泉郡の府中に遣したけ

れども、却つて國侍に組して治まらなかつたとあるから彼等は和
田楠の殘黨に好意を持つたとも解することが出来る、其の原因は山
名氏一族間の内訌から來たものとも考へられる。

山名氏は、足利幕中に於ける、最も強大な部將であつて、その一族の領有する所
は十一ヶ國に跨り、領域實に天下の六分の一に亘つた、隨つてこの一族が權勢に
は當時他に並ぶものがなかつた、されば氏清は此の勢威を恃み、遂に足利氏をも
討ち滅して天下の政權を奪取しやうと謀つたのであつた、然るに時偶々一族間に
内訌のあつたを機會に、時の將軍足利義滿は、大内義弘、島山基國等をして、氏
清を攻めて殺さしめた、（明徳の役）

時は元中八年（北朝の明徳二年）で南北兩統合併の前年のことであ
る、大内義弘は此の戦功に依つて、和泉、紀伊の二ヶ國を領有す
ることとなり、堺に蟠居して、統治の權を振ふに至つて、吾が岸
の地を含む和泉國は茲に山名氏の領有下から大内氏の勢力範圍に
移つたのであつた。

和泉國は堺の浦を有し、薩摩、肥前、長門の諸國と共に早くから支那大陸と交通
して互に物貨の交易が行はれてゐた、大内義弘がこゝに居を構へるに及んで、之
れを義滿に進めて大に獎勵する處があつた、爲めに泉州に於ける海外貿易は益々
振張するに至つたのである、かゝる原因あつて義弘の財政はその豐潤なる点に於
て諸豪族の及ぶ處ではなかつた、それに義滿の命を受けて九州を征略し其の功に
依りて筑前を加領されて以來兵勢に於ても愈々旺盛を極めるに至つた、然れども
斯く節義を賣つて利に敏く機運に頗る明なりし彼も遂に驕慢して山名氏の轍を踏
み京師に反いて義滿の爲めに討たれた

時は應永六年で、兩統合併から八年目のことで、義弘和泉、紀伊

二ヶ國の領主たる事七年間であつた。

應永以降の岸城主和田四代は甚だ怪しい

大内義弘は初め、南朝に屬して、其の強臣中の一人であつたが、楠正儀が北朝に降つたよりもつと以前に、既に利に依つて北黨に組したものである。

そして、元中八年義満の命に依つて山名氏清を討伐し其の戦功によつて、和泉、紀伊兩國の守護職に任ぜられ、南北兩統一後間もなく、和泉國堺に居を構へた、斯くの如き關係上、譜代の北黨と異なり、大内氏に對しては和泉の殘黨等が——殊に兩黨の和議調ふた以後に於ては——諒解を得易かつたものと見えて、久しい間日陰者に似た境遇にあつて、和泉郡の邊に潜伏してゐた、同氏の一族和田正朝の孫に當ると傳へられてゐる、信濃民部太夫泰義がボツ／＼春木に現はれて郷士となり、遂に應永年間に至つて岸の地に移り、岸城に在住したと云ふ、尤も當時の古記録がなから斷言は出来ないけれども、此の當時の事を例の加季素兎草紙には次の如く書いてゐる。

明德に大内義弘が山名にかはり堺のたちに住みて、國さむらひに夫々の所領を定め、受爵敘任せしめてよりぞやう／＼に靜まりし(中略)その頃春木の里に信濃泰義てふもの、もとは和田氏の一族なるが、嘉慶二年南北御和睦の後、將軍より和田氏が舊城に侍れど、いかで守護のかなふべき、わづかにおのれが城を落されざるを專としてぞありたりける、その子泰連其の子義明

、その弟義基四代侍り云々

とあるが右は史實に照して相違してゐる点がある、明德の四年頃から、和泉、紀伊の領主となつた大内氏時代に春木の里にゐた、泰義が嘉慶二年に岸城に在住する筈がない、北朝の嘉慶元年は、南朝の元中四年で、北朝明德元年は、南朝の元中七年である、嘉慶年間の、吾が和泉の地は山名氏の領有に屬してゐた、當時岸の地並に地方一帯は、五社大寺の神職僧徒や國侍が爭奪を擅まゝにしてゐたことは此の加季素兎草紙に見えゐる如くで、岸城主などのあらう筈がない、それに南北兩統交立の約が成り兩黨和睦の講せられたのは、前記の如く元中の九年(北朝の明德二年)のことである、尙明德以來大内氏が山名氏に代つて、當國の領主となり、國侍に所領を與へ、それ／＼受爵敘任したのが事實であるとすれば、信濃泰義が民部太夫に任ぜられたのも此の時かとも考へられる。

従つて、泰義が春木の里から岸の地に移つて、岸城に在住したのは、明德四年以降、或應永年間でなければならぬのだ、この点は岸和田藩治記念出版物として大正六年發行、野上長榮氏の編輯に係る「岸和田藩志」に收録してゐる岸和田藩主又は曾て代官として在城せし人々の名を列記せる中に「應永の頃信濃民部太夫泰義(和田氏の一族)」とあるのは當つてゐると思ふ、然れども、同藩志の同じ場所に連ねて

明德應永初年
頃の岸和田

應永年間の岸
和田地方

應永の頃、信濃民部太夫泰義和田氏の一族

正長の頃、同 兵衛大夫泰連泰義の子

嘉吉の頃、和田兵衛佐義明泰連の子

寶徳の頃、同 左衛門尉義基義明の弟

細川氏の領治
下に屬す

とあるは、甚だ疑問である、大内氏は、明德年間に和泉外一ヶ國の領主となり、應永六年に足利に叛いて義滿の爲めに討滅された、其後の彼が領土は、義弘討伐の戦功に依つて、畠山満家及び細川頼長に分知されゐる。

そして、應永十五年八月二十九日に細川頼長は時の將軍足利義持から和泉半國の守護職に補せられて、岸和田を居城としたと云ふ記録もあり、吾が岸和田地方は其の後細川氏代々の領地として、同元常の時代、永正年間其の家臣三好長慶の爲めに押領されるまで八十餘年の間は細川氏の勢力範圍に屬してゐた、右の史實について寛政重修諸家譜中からそれ等關係人物の略傳を摘記して見れば次の如くである。

永享年間の岸
和田地方

◆畠山尾張守満家、應永六年六月大内義弘を征伐の時戦功あるにより紀伊國のうちに於て領地をあたへらる、十七年管領職に補せられのち職を辭し其のちまた管領に補せらるゝといへども終にこれを辭す、満家河内、和國、紀伊、越中、山城、攝津、大和等のうちを領す、のち植長がときにいたるまで領國おなじ云々(うちを領すとあり然して岸和田地方を含んでゐなかつ

たことは次の細川頼長の條によつて明かである)

◆細川頼長、應永五年十一月命をうけて軍を和泉國に出し戦功あり、刑部太夫に任ず、六年十月、國澤長門守某が居城を攻め長門降參せしかば義滿より感狀を給ふ、十一月八日また菊森城をかこみ、不日陷るにより、黑韋の腹巻に感狀をそへてたまはる(これ義弘討伐の際の戦功である)

七年三月二十三日義滿より年來の戦功を賞せられて父頼有が領せし阿波、讃岐、伊豫ならびに、加祿の地とゝもに安堵の証書をあたへられ、十月二日土佐國平均の賞として、かの國の守護職に補せらるのむね証書を下さる、十五年八月二十九日また和泉國半國の守護職に補せらるゝのむね義持より証書をたまひ彼の國にいたり、岸和田を居城とす、應永十八年五月二十五日卒す、年三十七。

◆細川持宥、應永十二年正月二十日義持より諱字を與へられ持宥と稱す、十八年五月遺領を繼、八月廿一日義持より領知の証書を賜ふ、二十二年十一月十日和泉國衛職半分領置るゝのむね証書をあたへらる、二十四年刑部少輔に任ず、後赤松満祐を征伐のとき軍功あり、永享七年九月二十六日大和國に出陣云々。

◆細川教春、永享七年九月二十五日義教より諱字をあたへられ教春と稱す、二十六日十三歳にして父に従ひ大和國に出陣し、九年二月十二日ふたゝび彼の國を發向し、鳥取和泉入道をよび

安野井等を討亡ぼし、四月上神城を攻めて、上神若狹入道を降らしめ、義教より感書をあたへられ、十年九月十七日代々の所領ならびに守護職もとのごとくたるべきむね証書をたまふ——

寶徳二年四月二十七日卒す云々

應永後の和
田四代の城
主は疑問也
寶徳年間の岸
和田地方

享徳の頃細川
氏居城を阿波
に新築す

應永十五年
後和田氏が
城主たる可
能性なし

其の後阿波國高越庄に城を築きてうつり住す、後元常にいたるまでこの城にあり、享徳二年九月十四日和泉國吉見庄領知すべきむね証書を贈らる、三年十一月二十九日刑部少輔に任ず、康正元年和泉國に出張し敵數輩をたをす云々——（常有享徳元年の頃か阿波國に高越城を新築して之に移り以後元常まで同じとあるも其の間決して岸和田を等閑に附したわけではない、同二年には吉見の庄をも領地に加へられ、康正元年にも常有が出張して來てゐる、こは尤も畠山持國の家督争ひを機として紀伊和泉に起つた徒黨の争亂討伐の爲めではあつたが要するにその後細川氏は岸和田、高越の兩城に交々居住往來したものか若しくは岸和田に城代を置いたものと見ることが出来る、現に常有の次代政有を経て元有は、明應九年九月二日に岸和田城に於て病死してゐる）

◆細川元有（常有の孫）應仁元年九月二十一日永源庵に入り出家して源猷と號す、文明十二年四月還俗し、十三年四月遺領を繼

明應元年十一月刑部少輔に任ず、六年五月義澄より山城國西岡青龍寺に於て三千貫の地を賜ひ青龍寺に築城す、九年九月二日岸和田城において卒す、年四十二。

以上の如き記録に基いて考察する時は應永以後寶徳年間に至る五十餘年間の和田氏四代の在城は甚だ疑問である。

其の内信濃泰義だけは或は岸城主として在城したらうことは考へ得られる、それも大内氏の和泉國領主時代寶永六年頃まで、或は辛うじて、細川頼長の岸和田在城の以前までの範圍、應永十四年頃までのことで、それ以後は當時和田氏の微弱なる勢力を以て岸城主などと云ふ資格を以て吾が岸和田の地に在住し得られやう筈がない。

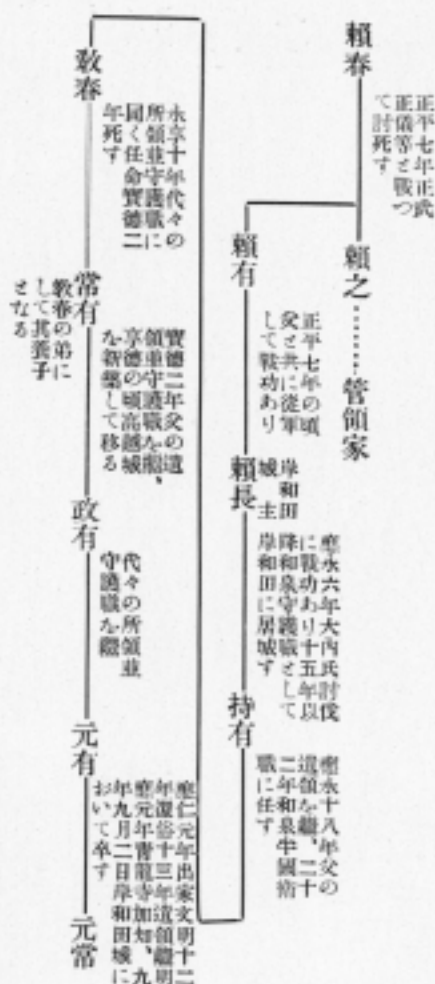
従つて、加季素免草紙及岸和田藩志に現れてゐる、正長の頃から寶徳の頃に亘つての岸和田城主として擧げた、信濃兵衛左泰連以下三代の和田一族については遺憾ながらこれを否定せんと欲するまでに信ずることが出来ないことに歸する。

斯くの如き見解は、南朝遂に振はず南黨次第に衰退するに反して、北朝は次第に鞏固となり其の黨は益々勢力強大となり、足利氏天下に號令するに及んで、南朝黨臣の殘影は一舉手一踏足に極度の壓迫を加へられ、諸記録の保存すら自由を憚り果ては南黨一族の後裔たることを、世間に知られることさへも恐れ憚る時勢となつた、彼の和田氏が一族と傳へられる泰義が信濃姓を名乗つて

ゐたのも、或は彼が族黨復興の望を抱いて北黨を謀る手段であつたかも知れない。

斯うした此の時代の趨勢は、遂に吾が岸和田の開祖和田氏に關する古文書諸記録を後世に残さずに終つたのである、之れに反して北朝譜代の屬臣たる細川氏に關しては、當時自由を得て保存された古記録が遙かに多く且つ信すべきものが多い、されば後世前者について傳說的にもなされた近來の諸冊子よりも、信憑し得る多くの史料を基礎として成つた寛政重修諸家譜中の後者に屬する細川氏について關係部分の抜抄を取つて以て信じて置きたいと思ふにある。

尙當時岸和田地方に關係のあつた細川氏の系圖を示せば次の如くであつて、それは、細川頼春の子頼之の弟頼有系統の支族であつた。



これ等によつて、元弘の末、建武年間にかけて彼の和田新兵衛

尉高家が始めて、城砦を構へて以來の岸の地——次第に岸和田と稱するに至つた當地——はその後如何なる立場にあり、如何なる勢力下に支配されつゝ變遷推移して來たかと云ふことが、大體に於て明かに系統づけられて來た、從つて應永十五年以降、信濃泰義後の和田一族四代が岸和田城主として在住するの到底可能性がなかつたと云ふことも同時に明かになつたのである。

尤も之れを以て泰義の子孫若しくは和田一族が後裔の絶えたものとは考へ得ないが唯其の影を何れに潜めたか、其の流を後世何處で汲み得るか詳かでない、一説に云ふ、應永十九年後小松帝位を其の皇子稱光天皇に譲つた時、その兩統交立の約に反するを責めんとして信濃泰義河内に楠氏餘類を語つたけれども流石に南黨の殘影も最早や義憤枯死して利己の自衛と化して終つて彼の企畫を達成せしめる如うな時勢ではなかつたと、或は彼等は其の儘河内の野に益々薄れ行く影を潜めて終つたものかも知れない。

斯くの如く、岸和田の開祖和田氏は正武の戦歿後、格段の衰調をたどり、應永の初年頃一族信濃氏が現れたけれども遂に振はず同氏の旗色日に日に穢せ行いて、岸城下はこゝに細川勢の居住地と化し、その推移は京師の變遷に伴ひ、常有の時代、應仁年間に至つて彼の大戦亂に遭遇し、次第に延煙の兵火に捲き込まれつゝ世は戰國の時代に入つたのであつた。

〔備考〕 岸和田の開祖たり、南朝の忠臣たりし和田氏が岸の地

和田正武十三
代の孫惟政

に勢をなし此の地に衰退し遂に其の影を何れともなく没して以來
來者としてその裔の現れなかつたことが久しかつたが織田時代
に至つて近江國甲賀の人として和田惟政と云ふのが現れてゐる、
これを和州諸將軍傳によつて見れば和田正武十三世の孫とある
ので今左に野史列傳に表れてゐる同氏の略傳を轉採して考に備
へる。

和田惟政は近江甲賀の人也、伊賀守と稱し織田信長に屬す、
永祿十一年十月信長攝津を伐ち平げた時惟政は芥川城を守つ
た、明年正月三好黨が本國寺を襲ふた、惟政變を聞いて兵を
率ゐる西國に據つて之れに備へた、三好軍は義繼を先鋒として
攻めよせた、此の時惟政部兵に指揮して俱について來れと自
ら單騎馳驅して本國寺に入り更に出て三好軍と六條に戦つ
て勝利を得た、かくて元龜元年信長は兵を收め京師に入るに
方つて惟政は柴田勝家と共に殿の任に當つた、其の後信長が
大將軍足利義昭と兵を構へた當時惟政は義昭に黨して高槻城
を修め之れに據つたので、信長は莫大な懸賞を以て惟政の首
を募つた、惟政は尙も芥川に據つて近邑を掠略し二郡を占有
して荒木村重と境界を互に隣し屢々相闘争した、然して惟政
は寨を數ヶ所に構へ戦ふ毎に勝利を得次第に其の意が頗る驕
するに至つた、聽て兵八百を率ゐて城を出で馬塚に陣して村
重に對抗した、是より先信濃の人長井道利來つて惟政の許に

寓食してゐた、是時道利味方の陣する位置が頗る地の利の良
くないのを見て戦の不利なるを察し和を講じて戦を罷めよと
惟政に諫めたが彼は聽かなかつた、當時惟政の旗下に郡兵太
夫と云ふ士あり、此の者軍に臨む毎に敵に接近して語を交へ
た、是日も兵太夫戰を挑み近づいて語を交へたその時敵は云
ふ、「郡殿は何故に強ひて戦はんとするか貴下は天の時、地の
利共に可ならざる立場に位置しながら」と兵太夫之れを聞いて
打ちうなづいて引き歸し直ちに此の理を惟政に諫めて戦は
なかつた然るに惟政は却つて怒り是を罵つた、されば兵太夫
も憤り怨み意を決して進み血戰して遂に殞れ此處に道利や其
他果敢の士等相次いで戦死する者九名に及んだ。

此の夜惟政は敵地を探るべく一人潜かに出て中川清秀の
爲に戮された、時に天正元年七月歳三十八、其子惟長は字を
傳右衛門と稱し慶長十九年九月成瀬正成に憑つて幕府に仕へ
て舊知江州甲賀郡和田邑を賜つた。

〔附〕

和田惟政を戮して懸賞首を擧げた中川清秀は攝津の人であ
る、天正元年和田惟政は義昭に黨して芥川城に據つて邊境を
侵掠した、此の時織田信長諸所に榜を建て、惟政の首を獲た
者には賞勳其の請に應ずると書出した、當時清秀は荒木村重
に隸屬してゐたが其の榜示を見て、自らは其の首を取る者な
りと豪語した、衆人は聞いて之れを嘲笑したがその夜子刻に

1

1